

第一級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、電波法の目的及び同法に定める用語の定義について述べたものである。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法は、電波の **A** な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
 ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための **B** をいう。
 ③ 「無線局」とは、無線設備及び **C** の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

A	B	C
1 公正かつ公益的	電氣的設備	無線従事者
2 公平かつ能率的	通信設備	無線従事者
3 公正かつ公益的	通信設備	無線設備の操作を行う者
4 公平かつ能率的	電氣的設備	無線設備の操作を行う者

A-2 次に掲げる事項のうち、総務大臣がアマチュア無線局の免許の申請を審査する際に、審査する事項に該当しないものはどれか。電波法（第7条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。
 2 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
 3 周波数の割当てが可能であること。
 4 無線局の業務を維持するに足る財政的基礎があること。

A-3 電波法第17条第1項の規定により無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人が執るべき措置等に関する次の記述のうち、電波法（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者の検査を受け、その工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。
 2 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、その工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
 3 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、その工事の結果が許可の内容に適合していることを証する書面を総務大臣に提出した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
 4 無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、その工事を完了したときは、試験電波を発射し、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないことを確認した後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。

A-4 次の記述は、送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子について述べたものである。無線設備規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持するため、次の(1)及び(2)の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 発振周波数が **A** あらかじめ試験を行って決定されているものであること。
 (2) 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に **B** 維持するものであること。

A	B
1 当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路により	かわらず発振周波数を一定に
2 シンセサイザ方式の発振回路により	かわらず発振周波数を一定に
3 当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路により	応じてその温度変化の許容値を正確に
4 シンセサイザ方式の発振回路により	応じてその温度変化の許容値を正確に

A－5 用語の定義に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 「空中線電力」とは、空中線に供給される電力に、与えられた方向における空中線の相対利得を乗じたものをいう。
- 2** 「搬送波電力」とは、変調のない状態における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
- 3** 「尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される平均の電力をいう。
- 4** 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる最低周波数の周期に比較してじゅうぶん長い時間（通常、平均の電力が最大である約10分の1秒間）にわたって平均されたものをいう。

A－6 次の記述は、免許を要しない無線局のうち発射する電波が著しく微弱な無線局について述べたものである。電波法施行規則（第6条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第4条（無線局の開設）第1号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次の(1)から(3)までのとおり定める。
- (1) 当該無線局の無線設備から3メートルの距離において、その電界強度（注）が、次の表の左欄の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる値以下であるもの

注 総務大臣が別に告示する試験設備の内部においてのみ使用される無線設備については当該試験設備の外部における電界強度を当該無線設備からの距離に応じて補正して得たものとし、人の生体内に植え込まれた状態又は一時的に留置された状態においてのみ使用される無線設備については当該生体の外部におけるものとする。

周 波 数 帯	電 界 強 度
3 2 2 M H z 以下	毎メートル A マイクロボルト
3 2 2 M H z を 超 え 1 0 G H z 以下	毎メートル B マイクロボルト
1 0 G H z を 超 え 1 5 0 G H z 以下	次式で求められる値（毎メートル A マイクロボルトを超える場合は、毎メートル A マイクロボルト） 毎メートル3．5 f マイクロボルト f は、G H z を 単 位 と す る 周 波 数 と す る。
1 5 0 G H z を 超 え る も の	毎メートル A マイクロボルト

- (2) 当該無線局の無線設備から500メートルの距離において、その電界強度が毎メートル **C** マイクロボルト以下のものであって、総務大臣が用途並びに電波の型式及び周波数を定めて告示するもの
- (3) **D** 、ヘテロダイン周波数計その他の測定用小型発振器
- ② ①の(1)の電界強度の測定方法については、別に告示する。

	A	B	C	D
1	5 0 0	3 5	2 0 0	標準電界発生器
2	1 0 0	5 5	2 0 0	標準電界発生器
3	5 0 0	5 5	3 0 0	ラジオゾンデ
4	1 0 0	3 5	3 0 0	ラジオゾンデ

A－7 次の記述は、送信設備に使用する電波の質について述べたものである。電波法（第28条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の **A** 及び **B** 、 **C** 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

	A	B	C
1	周波数の安定度	変調度	高調波の強度等
2	周波数の偏差	変調度	空中線電力の偏差等
3	周波数の偏差	幅	高調波の強度等
4	周波数の安定度	幅	空中線電力の偏差等

A－8 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示したものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示と電波の型式の内容が適合するものを下の表の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

区 分 番 号	電 波 の 型 式 の 記 号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	A 2 A	振幅変調であって両側波帯	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって聴覚受信を目的とするもの
2	C 3 F	振幅変調であって独立側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	ファクシミリ
3	D 7 D	同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
4	G 1 B	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	電信であって自動受信を目的とするもの
5	F 8 W	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である2以上のチャネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）

A－9 次の記述は、アマチュア無線局の運用等について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局を運用する場合においては、 **A** 、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許記録に記録されているところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 - (1) 免許記録に **B** であること。
 - (2) 通信を行うため **C** であること。
- ③ ①又は②(1)に違反して無線局を運用した者は、1年以下の拘禁刑又は **D** 万円以下の罰金に処する。

A	B	C	D
1 通信の相手方、通信事項	記録されているもの	必要最小のもの	5 0
2 通信の相手方、通信事項	記録されているものの範囲内	十分なもの	5 0
3 無線設備の設置場所	記録されているもの	十分なもの	1 0 0
4 無線設備の設置場所	記録されているものの範囲内	十分なもの	5 0
5 無線設備の設置場所	記録されているものの範囲内	必要最小のもの	1 0 0

A－10 混信等の防止に関する次の記述のうち、電波法（第56条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。なお、電波天文業務とは、宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

- 1** 無線局は、重要無線通信を行う無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 2** 無線局は、放送の受信のための設備又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3** 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局若しくは放送業務の用に供する無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4** 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

A-11 次の記述は、無線局が相手局を呼び出そうとする場合(注)の措置について述べたものである。無線局運用規則(第19条の2)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、 **A** に調整し、自局の発射しようとする **B** によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、 **C** 呼出しをしてはならない。

	A	B	C
1	受信機を最良の感度	電波の周波数その他必要と認める周波数	その通信が終了した後でなければ
2	受信機を最良の感度	電波の周波数	少なくとも3分間の間隔をおかなければ
3	空中線の整合を十分	電波の周波数その他必要と認める周波数	少なくとも3分間の間隔をおかなければ
4	空中線の整合を十分	電波の周波数	その通信が終了した後でなければ

A-12 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則(第14条、第18条及び第26条並びに別表第4号)の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「呼出しを反復してください」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反覆され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。

A-13 次の記述は、無線電信通信における通信の終了について述べたものである。無線局運用規則(第12条、第13条及び第38条並びに別表第1号及び別表第2号)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号を下の1から4までのうちから一つ選べ。

通信が終了したときは、「」を送信するものとする。ただし、海上移動業務以外の業務においては、これを省略することができる。

- 1 . - . - .
- 2 . . . - . -
- 3 - - . .
- 4 - . - . . - . .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 次の記述は、無線電信通信における非常の場合の無線通信の前置符号について述べたものである。無線局運用規則(第12条、第13条、第131条及び第261条並びに別表第1号及び別表第2号)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号及び字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信において連絡を設定するための呼出し又は応答は、呼出事項又は応答事項に「 **A**」 **B** 回を前置して行うものとする。

	A	B
1	. - . . - - - . .	2
2	- - - . . . - - -	2
3	- - - . . . - - -	3
4	. . . - - - . . .	3
5	. - . . - - - . .	3

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 次の無線電信通信におけるモールス符号で表す略符号のうち、「そちらの信号には、フェージングがあります。」を示すQ符号を表したものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 — — . — . . . — . . .
- 2 — — . — . — . — . —
- 3 — — . — — . .
- 4 — — . — . — . — —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 次の無線電信通信におけるモールス符号で表す略符号のうち、「反復してください。」を示すものはどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 . — — . — — . .
- 2 . — —
- 3 . — — .
- 4 . — . . — — . —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していない場合について述べたものである。電波法（第71条の5、第73条及び第111条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の**1**から**5**までのうちから一つ選べ。

① 総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、当該無線設備を **A** する無線局の免許人に対し、 **B** ことを命ずることができる。

② 総務大臣は、①を命じたときは、その職員を無線局に派遣し、その無線設備等（注）を検査させることができる。

注 無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。

③ ②による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、 **C** 以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	所有	3月以内の期間を定めて無線局の運用を停止する	6月
2	使用	その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべき	6月
3	使用	3月以内の期間を定めて無線局の運用を停止する	1年
4	所有	その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべき	1年
5	使用	その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべき	1年

A-18 アマチュア無線局の免許の取消しに関する次の記述のうち、電波法（第76条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、免許人が正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き3月以上休止したときは、その免許を取り消すことができる。
- 2 総務大臣は、免許人が電波法第72条（電波の発射の停止）第1項の電波の発射の停止の命令に従わないときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、免許人が不正な手段により電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定による指定の変更を行わせたときは、その免許を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、免許人が刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者に該当するに至ったときは、その免許を取り消すことができる。

A-19 次の記述は、無線従事者の免許について述べたものである。電波法（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

総務大臣は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の **A**。

- (1) 電波法第9章（罰則）の罪を犯し **B** に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から **C** を経過しない者
- (2) 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から **C** を経過しない者
- (3) (1)又は(2)に掲げる者のほか、電波法第42条に掲げる者

A	B	C
1 免許を与えない	拘禁刑	2年
2 免許を与えないことができる	拘禁刑	1年
3 免許を与えないことができる	罰金以上の刑	2年
4 免許を与えない	罰金以上の刑	1年

A-20 無線局（登録局を除く。）の免許人から総務大臣に対する報告に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- 2 無線局の免許人は、遭難通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 無線局の免許人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4 無線局の免許人は、非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 5 無線局の免許人は、有害な混信を受けたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-21 次の記述のうち、「有害な混信」の定義に適合するものはどれか。国際電気通信連合憲章附属書（第1003号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「有害な混信」とは、国際電気通信業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は主管庁が定める規則に従って行う無線通信業務の運用に悪影響を与え、若しくはこれを反覆的に中断し若しくは妨害する混信をいう。
- 2 「有害な混信」とは、無線航行業務の運用を阻害し、又は主管庁が定める規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを意図的に干渉し若しくは妨害する混信をいう。
- 3 「有害な混信」とは、無線航行業務その他の安全業務の運用を妨害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に重大な悪影響を与え、若しくはこれを反覆的に中断し若しくは妨害する混信をいう。
- 4 「有害な混信」とは、国際電気通信業務の運用を阻害し、又は無線通信規則に従って行う無線通信業務の運用に悪影響を与え、若しくはこれを意図的に干渉し若しくは妨害する混信をいう。

A-22 無線局の技術特性に関する次の記述のうち、無線通信規則（第3条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 スペクトルの効率的な使用のために必要となる場合には、受信機の選択度特性は、いずれの業務で受信機を使用するときも、適切な場合には、ドップラー効果を考慮して、できる限り当該業務の送信機の周波数許容偏差の2倍に適合するものとする。
- 2 局において使用する装置は、関係のITU-Rの勧告に従い、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする。この方式としては、とりわけ、一部の周波数帯幅拡張技術が挙げられ、特に振幅変調方式においては、単側波帯技術の使用が挙げられる。
- 3 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 4 送信局は、一部の業務及び発射の種別に関して、無線通信規則に定める帯域外発射又は帯域外領域の不要発射の許容し得る最大電力レベルに従わなければならない。このレベルに関する規定がない場合には、送信局は、帯域外発射又は不要発射の制限に関して関連するITU-Rの勧告に示す要件をできる限り満たさなければならない。

① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を認めた局は、この違反について **A** に報告する。

② 局が行った重大な違反に関する申入れは、これを認めた主管庁が **B** に行わなければならない。

③ 主管庁は、その権限が及ぶ局が国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則の違反を行ったことを知った場合には、その事実を確認して **C** 。

A	B	C
1 国際電気通信連合の事務総局長	この局を管轄する国の主管庁	国際電気通信連合の事務総局長に通報する
2 その局の属する国の主管庁	この違反を行った局	国際電気通信連合の事務総局長に通報する
3 国際電気通信連合の事務総局長	この違反を行った局	必要な措置を執る
4 その局の属する国の主管庁	この局を管轄する国の主管庁	必要な措置を執る
5 その局の属する国の主管庁	この違反を行った局	必要な措置を執る

① 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の **A** 一般規定は、アマチュア局に適用する。

② アマチュア局は、その伝送中 **B** 自局の呼出符号を伝送しなければならない。

③ 主管庁は、**C** にアマチュア局が準備できるよう、また通信の必要性を満たせるよう、必要な措置をとることが奨励される。

	A	B	C
1	技術特性に関する	短い間隔で	緊急時
2	すべての	短い間隔で	災害救助時
3	技術特性に関する	30分を標準として	災害救助時
4	すべての	30分を標準として	緊急時

ア 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して３０日以内及びその後毎年その免許の日に対応する日（対応する日がない場合には、その翌日。以下このア及びイにおいて「応当日」という。）から起算して３０日以内に、当該無線局の免許の日又は応当日から始まる各１年の期間について、電波法に定める金額を国に納めなければならない。

イ 免許人は、電波利用料を納めるときには、その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納することができる。

ウ 免許人は、無線局の運用を６箇月以上休止する旨を総務大臣に届け出たときには、請求により、その休止の期間に係る電波利用料の還付を受けることができる。

エ 総務大臣は、電波利用料を納めない者があるときは、督促状によって、期限を指定して督促しなければならない。

オ 総務大臣は、電波利用料がその納付の期限経過後更に３箇月を経過しても納付されないときには、３箇月以内の期間を定めて当該無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、周波数若しくは空中線電力を制限することができる。

字句	モールス符号
ア ENBURGMZLD	・ -・ -・・・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・
イ CKBIRNTBAL	-・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・
ウ NIEDERSACZ	-・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・
エ HAOWAGESTB	・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・
オ RIDGECARMJ	・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・ -・

(HY 805-7)

B－3 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 ア 又は直流の電圧 イ を超える電気をいう。）を使用する電動発電機、変圧器、ろ波器、整流器その他の機器は、 ウ 、絶縁しゃへい体又は エ しゃへい体の内に収容しなければならない。ただし、 オ のほか出入できないように設備した場所に装置する場合は、この限りでない。

- | | |
|-------------|------------------------|
| 1 300ボルト | 2 350ボルト |
| 3 600ボルト | 4 750ボルト |
| 5 赤色塗装された金属 | 6 外部より容易に触れることができないように |
| 7 接地された金属 | 8 物件に損傷を与えないように |
| 9 無線従事者 | 10 取扱者 |

B－4 次の記述は、アマチュア局の運用について述べたものである。無線局運用規則（第257条、第258条、第259条及び第260条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① アマチュア局においては、その ア 、 イ から逸脱してはならない。
- ② アマチュア局は、自局の発射する電波が ウ に支障を与え、若しくは与えるおそれがあるときは、すみやかに当該周波数による電波の発射を中止しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合は、この限りでない。
- ③ アマチュア局の送信する通報は、 エ であってはならない。
- ④ アマチュア局の無線設備の操作を行う者は、 オ 以外の者であってはならない。

- | | |
|------------------------------------|-------------------|
| 1 発射する電波の特性周波数は | 2 その局に指定された周波数帯 |
| 3 発射の占有する周波数帯幅に含まれているいかなるエネルギーの発射も | 4 長時間継続するもの |
| 5 公共業務用無線局の運用又は電波天文業務の用に供する受信設備の機能 | 6 他の無線局の運用又は放送の受信 |
| 7 その局が動作することを許された周波数帯 | 8 他人の依頼によるもの |
| 9 免許人（免許人が社団である場合は、その構成員） | 10 別に告示する者 |

B－5 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定の定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者は、その業務に従事しているときは、無線従事者の免許証を携帯していなければならない。
- イ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下エ及びオにおいて同じ。）に返納しなければならない。
- ウ 無線従事者は、その免許証を主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲示しておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- エ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、30日以内に発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- オ 無線従事者は、氏名に変更を生じたために免許証の再交付を受けようとするときは、無線従事者規則別表第11号様式の申請書に免許証及び写真1枚並びに氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

B－6 局の識別に関する次の記述のうち、無線通信規則（第19条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア すべての伝送は、識別信号その他の手段によって識別され得るものでなければならない。しかしながら、技術の現状では、一部の無線方式（例えば、無線測位、無線中継システム及び宇宙通信システム）については、識別信号の伝送が必ずしも可能ではないことを認める。
- イ アマチュア局は、その伝送中に少なくとも5分ごとに識別信号を伝送しなければならない。
- ウ アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- エ アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない識別信号を持つことができる。
- オ 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。